

平成28年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成28年3月25日開会

平成28年3月25日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成28年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
広域連合長挨拶	2
開議宣告	3
日程1 会期の決定について	3
日程2 会議録署名議員の指名	3
日程3 第5号議案 平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算	3
提案理由説明	
○東村広域連合長	3
採 決	4
日程4 第6号議案 平成28年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	4
日程5 第7号議案 平成28年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	4
提案理由説明	
○東村広域連合長	4
質 疑	
○松本朗君	5
○東村広域連合長	6
討 論	
○松本朗君	8
採 決	9
日程6 第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一 部改正について	10
提案理由説明	
○東村広域連合長	10
採 決	10
日程7 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について	10
提案理由説明	

○東村広域連合長	1 1
採 決	1 1
日程 8 第10号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について	1 1
提案理由説明	
○東村広域連合長	1 1
採 決	1 2
広域連合長挨拶	1 2
閉会宣告	1 2

平成28年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第5号議案	平成27年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	広域連合長	28.3.25	28.3.25	原案可決
第6号議案	平成28年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃	〃
第7号議案	平成28年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
第8号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第9号議案	福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
第10号議案	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃

平成28年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月 日	曜	時 間	会議	場 所	会議事項
3月25日	金	午後3時20分	本会議	福井県自治会館 201研修室	開会、議案上程、質 疑、討論、採決、閉 会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 28 年 3 月 25 日（金曜日）午後 2 時 40 分開会

平成 28 年 3 月 25 日、定例会が福井県自治
会館 201 研修室（議場）に招集されたの
で、会議を開いた。

3 番	垣本 正直君	5 番	横田 則孝君
6 番	古石 實君	7 番	清水 利一君
8 番	平岡 忠昭君	10 番	小形 善信君
11 番	城戸 茂夫君	12 番	佐野 和彦君
13 番	小山 喜一君	14 番	木村 繁君
15 番	畑中 章男君	17 番	泉 和弥君
18 番	堀江 廣海君	19 番	野嶋 祐記君
20 番	山川 豊君	21 番	田中 哲治君
22 番	松本 朗君	23 番	川崎 直文君

○議事日程

日程 1 会期の決定について

日程 2 会議録署名議員の指名

日程 3 第 5 号議案 平成 27 年度福井県
後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療
特別会計補正予算

日程 4 第 6 号議案 平成 28 年度福井県
後期高齢者医療広域
連合一般会計予算

日程 5 第 7 号議案 平成 28 年度福井県
後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療
特別会計予算

日程 6 第 8 号議案 福井県後期高齢者医
療広域連合後期高齡
者医療に関する条例
の一部改正について

日程 7 第 9 号議案 福井県後期高齢者医
療広域連合後期高齡
者医療制度臨時特例
基金条例の一部改正
について

日程 8 第 10 号議案 行政不服審査法の施
行に伴う関係条例の
整備に関する条例の
制定について

○欠席議員（2 名）

9 番	末本 幸夫君	16 番	帰山 寿憲君
-----	--------	------	--------

○説明のため出席した者

広域連合長	東 村 新 一 君
副広域連合長	杉 本 博 文 君
事務局長	北 島 一 巳 君
事務局次長	道 佛 浩 二 君
業務課長	寺 木 信 夫 君
業務課長補佐	渡 邊 三 峰 子 君
業務課主任	清 水 幸 君

○事務局出席職員

書 記	林 亜 紀
書 記	帰 山 康 治

○出席議員（20 人）

1 番	別所 治君	2 番	馬淵 清和君
-----	-------	-----	--------

○議長（堀江廣海君） 平成 28 年第 1 回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日招集され、出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立しました。よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、末本幸夫議員、帰山寿憲議員の2名であります。

ここで、広域連合長より発言が求められておりますので、許可します。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 本日ここに、平成28年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私共にお忙しい中、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。また、日頃は、当広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

先般、国において平成28年度予算案が衆議院で可決されたところでございます。後期高齢者医療制度にかかわる予算の内容でございますが、安心して質の高い医療サービスを提供できるよう、安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保、健康長寿社会の実現に向けて予防・健康管理の推進などを主要事項として組み立てられております。その中の戦略的な重点項目には、保険者によるデータヘルスの効果的な推進、後発医薬品の使用促進、歯科口腔保健の推進など

があり、一人ひとりの主体的な予防・健康づくりを社会全体で支え、健康寿命の延伸及び医療費の伸びの抑制を図る内容となっております。

このような国の考えに則り、当広域連合策定の保健事業実施計画に沿い、新規事業として、被保険者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等を予防するための歯科健康審査事業、また、被保険者の健康づくり及び適正受診の促進を図るため、重複・頻回受診者への保健師等による訪問指導事業に取り組む所存でございます。これらの事業により、できる限り長く自立した日常生活を送れるよう、被保険者の健康づくりを支援してまいりたいと存じます。

後期高齢者医療制度も平成20年度に発足し9年目を迎える中、これまで以上に市町、県等との連携強化を図り、増え続ける医療費の適正化など保険者機能の強化に向けた取り組みに力を入れ、被保険者の皆様に信頼され安心していただける制度運営を続けてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、より一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、平成27年度特別会計補正予算案、平成28年度一般会計及び特別会計予算案、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正、行政不服審査法の施行に伴

う関係条例の整備に関する条例の制定の計
6議案を御提案申し上げます。十分なる御
審議をいただき、妥当なる御議決を賜りま
すようお願い申し上げます、開会の御挨拶とい
たします。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀江廣海君） 議事に先立ちまし
て、ここで御報告申し上げます。

平成28年第1回臨時会以降、美浜町議
会選出の藤本悟議員から当広域連合議会議
員を辞職したい旨の願ひ出がありましたの
で、地方自治法第126条の規定に基づき、
辞職を許可しました。

本日の議事日程はお手元に配付しました
議事日程のとおりと定め、直ちに議事に入
ります。

日程1 会期の決定について、を議題と
します。

お諮りします。本定例会の会期は本日1
日限りとしたいと存じますが、これに御異
議ございませんか

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 御異議なしと認め
ます。よって、そのように決しました。

次に、日程2 会議録署名議員の指名を
行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の
規定により、木村繁議員、畑中章男議員を
指名します。

次に、日程3 第5号議案 平成27年
度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢

者医療特別会計補正予算を議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上
程されました、第5号議案 平成27年度
福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者
医療特別会計補正予算につきまして、提案
理由を御説明申し上げます。

議案1ページを御覧ください。

平成27年度補正予算であります。補
正額は、歳入・歳出ともに2億6,079万
4千円を増額し、予算総額で1,017億7,
285万1千円とするものであります。

おめくりいただきまして、2ページをお
願ひいたします。

まず、歳入におきましては、第2款 国
庫支出金で、保険給付費の財源として2億
5,568万1千円増額いたしました。次に、
第8款 繰入金で、長寿・健康増進事業の
増額分及び平成25年度の高額医療費負担
金の精算分の財源として療養給付費等準備
基金から繰り入れることとし、511万3
千円を増額いたしました。

続いて、歳出につきましては、第1款 総
務費で、長寿・健康増進事業費の不足分3
00万円を、第4款 保険給付費で療養給
付費及び訪問看護療養費の不足分2億5,
568万1千円を、第8款諸支出金で平成
25年度の高額医療費負担金の返還金21

1万3千円をそれぞれ増額しております。

十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第5号議案について質疑を許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第5号議案について採決します。

お諮りします。

第5号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀江廣海君） 全員起立であります。

よって、そのように決しました。

次に、日程4 第6号議案 平成28年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程5 第7号議案 平成28年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を会議規則第35条の規定により一括して議題とします。提出者

の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました、第6号及び第7号議案の平成28年度各会計予算につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、平成28年度の予算編成に当たっては、被保険者への安心提供、保険者機能の強化を柱とし、総合的かつ横断的な調整を図りながら、所管の事業を精査し、政策効果を重視した見直しを行いました。

それでは、第6号議案 一般会計予算から御説明いたします。

議案3ページを御覧ください。平成28年度の一般会計予算であります。予算総額を4億6,419万7千円と定めるものであります。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、第1款 分担金及び負担金に構成市町からの負担金として4億6,394万6千円を計上しております。また、歳出の主なものといたしましては、第1款 議会費に152万6千円を、第2款 総務費に広域連合の運営に要する経費として1億6,051万6千円を、第3款 民生費に、後期高齢者医療特別会計への繰出金として3億15万4千円を計上いたしました。

次に、7号議案 後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

議案5ページを御覧ください。

平成28年度の特別会計予算であります。予算総額を、1,003億1,677万3千円と、また、一時借入金の借り入れの最高限度額を80億円と定めるものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、第1款 市町支出金に、被保険者からの保険料及び市町の療養給付費の定率負担金として、161億4,335万1千円を計上いたしました。

第2款 国庫支出金に、療養給付費及び高額医療費の定率負担金並びに調整交付金などとして339億5,378万4千円を計上いたしました。

第3款 県支出金に、療養給付費及び高額医療費の定率負担金などとして83億7,155万6千円を計上いたしました。

第4款 支払基金交付金に、現役世代の方々からの支援金である交付金として406億1,590万4千円を計上いたしました。

第8款 繰入金に、療養給付費等準備基金からの繰入金として12億975万1千円を計上いたしました。

次に、右の7ページを御覧ください。

歳出の主なものを申し上げます。

第1款 総務費に、制度運営に係る経費3億5,670万4千円を、第2款 保険給付費に、療養の給付に係る費用、高額療養費、葬祭費などとして、996億1,037万9千円を計上いたしました。

第5款 保健事業費に、市町が実施する長寿健康審査事業の補助金及び重複・頻回受診者に対する訪問指導事業費などとして、2億4,494万2千円を計上いたしました。

十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第6号議案及び第7号議案について質疑を許可します。

22番、松本君。

○議員（松本朗君） 何点かお尋ねします。一般会計、特別会計、一括してお尋ねします。

一般会計について言いますと、従来主張してきたところではありますが、報酬の廃止とか費用弁償の旅費は、もっと実態に合った額に修正するべきだということについて言っていました。これは変わりありませんね。検討されたのでしょうか。

それから、特別会計であります。先ほども言いましたが、社会保障・税の番号システムにおいて多額の経費がかかっています。

す、2,000万円以上。ところが、国からは400万円余りということで、事務局長も全協で答弁されたとおり、全国の広域連合や自治体は、この国が決めた税の社会保障番号制度について、全額財政措置を工夫することを求めていたわけですが、このように自治体に負担を負わすということは許されるものではありませんが、改めて引き続き国にきちっと要求をしていただきたいということについて、確認をしたいと思います。

さらに、保険料の軽減の上乗せ措置のことについてお尋ねします。元々、後期高齢者医療制度は高齢者を別の会計に追い込んで、現代の姥捨て山という批判が国民の高まりの中であって、そういう中で政府も軽減措置をさらに充実したという経過があるわけですが、先ほどの全協の答弁では、17年度からは軽減措置を段階的とは言えなくしていく方向、弱める方向だということでもあります。これは本来許されないことであって、連合長としてこういう動きについてどのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

併せてもう1つお尋ねしたいのは、今後の高齢化の状況、高齢化が一層進むわけです。保健事業実施計画のデータを見ましても、平成29年度には福井県の被保険者は11万9千人で、27年度に比べても4千人も増えると、全国的な高齢化率もどんど

ん高く、際限がないわけです。この保険制度のシステムというのは、高齢者の比率が高くなればなるほど保険料負担率が上がるという仕組みになっていると思うんですけども、その点について改めて確認をします。そういう状況で間違いありませんか。それが第3点です。

それから、次もう1つは、そういう状況で今後高齢者の保険料の負担が上がることになれば、一層滞納ということにもかかわってくるわけですね。福井県の連合は滞納者に対する対応としては、甚だ冷たい対応を他県と比べてやっている状況が見受けられるわけです。例えば、滞納者に対する短期保険証の発行比率は、かなり全国的に比べて高い率だと思われませんが、その点での自覚があるでしょうか。それと併せて、滞納者に対する厳しい措置、そういうこともやられているわけですが、元々が高齢者の方は非常に生活が厳しいわけですから、他県に比べてより厳しい取り立てをやっていくということについて、改めて考え直す必要があるのではないかと思います。以上の点についてお尋ねします。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） まず報酬、旅費の問題についての御質問をいただきました。報酬、旅費の問題につきましても、いろいろな考え方はあろうかと思いますが、今回私どもも御質問をいただき、

過去の経過を今調べさせておられますけれども、こういう広域連合のような県下に1つの集まりというふうな形の中において、どういふふうな旅費制度が望ましいのかということについては、設立当初からの問題であったと思っています。そういうところでの、設立当初時のいろいろな考え方を、今、再度整理をさせておられますので、そのあたりの状況も踏まえながら、考えてまいりたいというふうに思っているところです。

それから、2番目は、社会と税、いわゆるマイナンバーの関係で、経費が国のほうから僅かしか来ていないけれども、というお話でございます。これは私どもも、そういうふうに国のシステムをそのまま入れていくのだから、しっかりと国のほうで財政支援をしてほしいということを要望してきたにも関わらず、こういう制度でございますので、今後ともしっかりと要望を続けてまいりたいというふうに考えています。

3番目は軽減税率の上乗せ制度について、これは当初のいわゆる軽減税率よりも、その後、御指摘のように上がってきたという経緯があって、一面いいような、何でそんなものもっと早くからやっとならばいいんじゃないかというような、いろいろと制度間の問題もあろうかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、これから先の展開としては縮小傾向を考えているというような国の考え方でありまして、平成30年に向

けては、国保のあり方そのものが今までの市町村運営から県運営へ変わろうかというふうな流れもある中で、これからの後期高齢者医療制度についても、どういふふうな展開を、新しいそういうふうな動きの中で考えていかなければならないというような状況もあって、国のほうでは、今そういう制度設計の変更を念頭に置いた考え方を示されているということかと思っています。したがって、そういう制度設計のあり方全体をしっかりと見きわめながら、また要望すべきことについては、国のほうへもしっかりと要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、今後の高齢化の状況でございますが、もちろん高齢者の数が増えていけば支出額そのものが増える格好になりますので、それを国、県、市町村がしっかりと財源補填をしてくれれば別でありますけれども、どうしても足りない部分は保険料で補わなければならないということですので、御指摘のように保険料が高くなっていくのではないかという危惧はどうしても出てくるところであります。

それから滞納の部分でありますけれども、滞納の部分につきましては、他県と比べると福井県のほうが非常に厳しいことをしているんじゃないかという御指摘でございますけれども、これは法律にしっかりと書かれている手続を我々としてもとらせていただ

いて、できるだけ不平等感のないような形でやりたいということで、この間しっかりと法律に基づくシステムに従った運用をさせていただいているところですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（堀江廣海君） 22番、松本君。

○議員（松本朗君） 通告なしに質疑、質問しましたので、他県の細かい状況は分からないと思うんですけど、最後のところで言うと、連合長は「法律に則って」ということですが、そもそも高齢者だけを非常に弱い層だけを別個にしてやっているという点で、あまりにも機械的な措置というのは考え直すべきでないかと思うわけです。

それから、改めてお尋ねするんですけども、軽減措置の上乗せについては、大もとに政府の酷さがあると思うわけです。非難が、批判が高まったから、しばらくは上乗せをしたけども、ちょっと静まったら元に戻すみたいな考え方では、改めて批判が出るんだろうと思うけども、しかし、それをやはり政府がそういう姿勢だからといって、福井県の高齢者に負担をつけるということについては、単純にそうすべきでないと考えられるわけですね。そうすると、どういう手立てがあるかということ、もちろん国には言うけども、県にもうちょっと頑張ってもらって、上乗せ分の一定部分を元に戻す、一定部分を県が財政負担する、ということも必要なんじゃないかと思うんですよ。そう

いうことについて、連合長の見解をお尋ねします。

○議長（堀江廣海君） 広域連合長。

○広域連合長（東村新一君） 保険料が高くなるのを何とか他の手立てで補われないかと。これは我々も、それぞれ市町村によりましては、国保のあり方を考えるときには、もう皆そういうことで、どうしたらいいんだろうということを悩んできました。そういう制度から外れた、今制度の中に入っていないところを、制度の中へ引っ張り込んで、そこからお金を出させるという考え方は、相手が分かってくれるのであれば、それに越したことはないのかもしれませんが、相手もなかなか今財政状況は皆さん厳しい中ですから、そう簡単にはいかないんだろうと思います。したがって、そういう制度設計そのものがどういうふうになっていくのか、このところは我々としても十分に見極める必要があると思います。

○議長（堀江廣海君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） ないようでございますので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

22番、松本君。

○議員（松本朗君） 28年度一般会計、特別会計ともに反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度、それ自体は保険の

システムであり、医療給付という基本的な性格を持っているわけですから、それ自体の事業としては分かるわけです。ただ同時に、一般の健康保険から高齢者だけを別個に扱うということ自体には制度上の無理がある。そもそも間違った制度であると思うわけで、この後期高齢者医療制度というものは廃止をすべきだと思います。

併せて、一般会計の点で言えば、特に議員の場合、それぞれの議会から選出された議員が広域連合の議員になる。つまり、議員の身分をもってこの場にいるわけですから、それぞれの議会の議員報酬というもので、報酬としては賄われていると考えるのです。ですから、連合長などは報酬を受け取っていません。したがって、議会議員もこの報酬を受け取るべきでないと思います。併せて、費用弁償旅費については、これは実態に合う費用弁償は必要だと思います。特に全県下で集まってきますから。しかし、現状の費用弁償の仕組みは一定過大なところがありますので、そこについては縮小できると思います。

特別会計で言いますと、先ほども言いましたように、大事な点は今後際限なく高齢化が高まり高齢者が増えていく、そうしますと仕組みの上で、先ほど連合長は何か国や県がちゃんと出してくれたら保険料上がらないかのような言われ方もしましたが、この仕組みは保険料率そのものが上がるん

です。制度設計そのまま維持しても、高齢者の比率が上がれば、だから問題だと。それが目に見えて今後の推移を見れば上がることになっていますので、来年度の保険料は基金を運用することによって上げずに済みましたが、今後そうせざるを得ない状況がこのままでは来ると、併せて国のほうは2017年度からこの軽減の上乗せを縮小するという方向があるわけですから、一層高齢者にとって厳しいものになるわけです。連合長はそういうことについて、国に対してちゃんと維持してほしいということは言明されませんでした。しかし、仕方がないという立場でもないと思いますけども、これ以上の保険料の引き上げをさせないための取り組み、保険料の軽減の上乗せを維持するということについては明確な態度ではありませんでした。やはりこういう点をしっかりしたそういう立場に立っていただいて、国や県に対してしっかりと要求していただきたいというふうに思います。

国の社会保障・税番号システムの財源負担についても全く酷いもので、半分以上を当事者に負わせるというものでありますから、これも受け入れられない。国の問題ではあるけども、問題がある会計だということを指摘して反対討論といたします。

○議長（堀江廣海君） それでは、第6号議案及び第7号議案を一括して採決します。

お諮りします。第6号議案及び第7号議

案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) 起立多数であります。

よって、そのように決しました。

次に、日程6 第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第8号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

議案9ページを御覧ください。

国の平成28年度当初予算で措置される交付金を財源とした保険料の軽減措置の特例について、27年度に引き続き28年度も実施する予定ですので、所要の措置として条例の一部を改正するものであります。

制度開始当初から実施しております各種保険料軽減措置のうち、被用者保険等の被扶養者だった被保険者の保険料均等割額の軽減割合を9割とする特例措置と、所得の少ない被保険者に対する保険料均等割額の軽減割合を8.5割とする特例措置を継続して実施するため、附則を3条追加するも

のであります。

なお、改正条例の施行期日は平成28年4月1日であります。

十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長(堀江廣海君) ただいま説明のありました第8号議案について質疑を許可します。

(「なし」の声あり)

○議長(堀江廣海君) ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀江廣海君) 討論なしと認めます。

それでは、第8号議案について採決をします。

お諮りします。第8号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(堀江廣海君) 全員起立であります。

よって、そのように決しました。

次に、日程7 第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○**広域連合長(東村新一君)** ただいま上程されました、第9号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

議案11ページを御覧ください。

保険料軽減措置特例の財源等として使用してきました当該基金を出納整理期間に精算できるよう、本条例の有効期限を平成28年5月31日まで延長するものであります。

なお、改正条例の施行期日は公布日であります。

十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○**議長(堀江廣海君)** ただいま説明のありました第9号議案について質疑を許可します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**議長(堀江廣海君)** ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**議長(堀江廣海君)** 討論なしと認めます。

それでは、第9号議案について採決しま

す。

お諮りします。第9号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○**議長(堀江廣海君)** 全員起立であります。

よって、そのように決しました。

○**議長(堀江廣海君)** 次に、日程8 第10号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○**広域連合長(東村新一君)** ただいま上程されました、第10号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案13ページを御覧ください。

行政庁の処分等に関する不服申し立て手続の基本法である行政不服審査法が平成26年6月に全部改正され、平成28年4月1日から施行されます。

この新法では、不服申し立ての種類を審査請求に一元化するとともに、審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続を導入するなど、救済手続の充実・拡大や公平性の向上が図られております。

この新法の施行に当たり、当広域連合の条例中、情報公開条例、個人情報保護条例及び情報公開・個人情報保護審査会条例におきまして、新法の趣旨に沿って不服申し立て手続き規定の所要の改正を行うことが必要となりましたので、これら3条例を本件条例でまとめて改正するものであります。

なお、改正条例の施行期日は平成28年4月1日であります。

十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（堀江廣海君） ただいま説明のありました第10号議案について質疑を許可します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀江廣海君） 討論なしと認めます。

それでは、第10号議案を採決します。

お諮りします。第10号議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（堀江廣海君） 全員起立であります。

よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

広域連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成28年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会議定例会が閉会するに当たり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり、提案させていただきました各議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

今後も、市町をはじめ関係機関としっかり連携を図りながら、制度の円滑な運営に取り組んでまいり所存でございます。

間もなく平成27年度が終了し、新しい年度を迎えますが、議員各位には、この1年間大変お世話になりました。厚く御礼申し上げますとともに、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（堀江廣海君） これをもちまして、平成28年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を閉会します。

御苦勞様でございました。

午後 3 時 20 分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長

堀江廣海

署名議員

木村繁

署名議員

畑中章男